

ACUITY **LAW**

**INSOLVENCY
LAW NEWSLETTER**

FEBRUARY 2021
acuitylaw.co.in

Acuity Law LLP について

Acuity Law LLP は、2011 年 11 月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。

主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Deni Shah、Gautam Narayan が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザリー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。

Acuity Law LLP について更詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、ご連絡下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2021年2月の破産倒産法関連のアップデートについて取り扱っています。以下、インド最高裁判所(Supreme Court)および会社法上訴審判所(National Company Law Appellate Tribunal)による重要な判決事例について、まとめました。

1) TRANSACTIONS BETWEEN THE CORPORATE DEBTOR AND RELATED PARTIES THAT ARE COLLUSIVE IN NATURE DO NOT QUALIFY AS FINANCIAL DEBT FOR THE PURPOSE OF INSOLVENCY AND BANKRUPTCY CODE, 2016 (“IBC”)

Matter: Pheonix ARC Private Limited v. Spade Financial Services Limited & Others.

Order dated: 01 February 2021

Summary:

破産倒産法において、法人債務者の関連当事者である金融債権者は、債権者委員会 (CoC) から除外されます。これは、関連当事者が CoC をコントロールして、法人債務者に不当な利益をもたらすことを防ぐ趣旨です。本件において、会社法審判所 (NCLT) は、AAA Landmark Private Limited (AAA) と Spade Financial Services Private Limited (Spade) は AKME Projects Limited (法人債務者) の関連当事者であり、会社間の取引は談合的性質を有しており、金融債務としては認められない、と判断しました。会社法上訴審判所 (NCLAT) は、Spade および AAA は、金融債権者ではあるが、法人債務者の関連当事者であり、従って、CoC からは除外されるべきである、と判断しました。

上訴審では、以下の論点についての検討がなされました。

- (i) Spade と AAA が法人債務者の金融債権者であるか否か
- (ii) Spade と AAA が法人債務者の関連当事者であるか否か
- (iii) Spade と AAA は CoC から除外されるべきか否か

最高裁判所は、Spade および AAA と法人債務者間の商業契約は、本質的には談合であり、Spade と AAA から法人債務者に金銭が支払われているように錯覚させるためにのみ実行されたものである、と述べました。事実、両当事者は、Spade および AAA が CoC の一員として活動することを可能にするという動機の下、取引を行っていました。債権者の正当な権利の損害および破産倒産法規定の不当な利用を防ぐため、取引の本質を明らかにする必要性がありました。また、最高裁判所は、法人債務者の主要経営陣である Anil Nanda 氏と、Spade および AAA の取締役である Arun Anand 氏との間の密接な関係にも注目しました。Arun Anand 氏は、Anil Nanda 氏の様々

な会社で従業員として勤務しており、以前は法人債務者の株主であり取締役であったことについても指摘しています。

最高裁判所は、疑惑の金融債務が発生した時点で、Spade と AAA および法人債務者の間には癒着関係が存在していたと、の見解を示しました。たとえ、彼らの関連当事者としての地位が存在していないとしても、Anil Nanda 氏は Spade と AAA に対して広範な影響力を持っており、彼らを CoC に参加させることは、他の独立した金融債権者に影響を与えることは明白です。最高裁判所は、NCLAT の裁定について、Spade と AAA を金融債権者であるとした点については破棄しましたが、一方で、Spade と AAA を法人債務者の関連当事者とみなし、CoC から除外すべきである、とした点においては、支持しました。

2) A BUYER WHO PURCHASES AN IMMOVEABLE PROPERTY THROUGH AUCTION FROM A COMPANY UNDERGOING LIQUIDATION UNDER IBC, IS NOT REQUIRED TO DEDUCT TAX AT SOURCE FROM THE SALE CONSIDERATION, AT THE TIME OF MAKING PAYMENT FOR SUCH TRANSACTION.

Matter: Om Prakash Agrawal, Liquidator of S. Kumars Nationwide Limited v. Chief Commissioner of Income Tax (TDS) & Another.

Order dated: 08 February 2021

Summary

清算人は、法人債務者の資産落札者および税務当局に対して、NCLT に申立てを行いました。清算人は、源泉徴収税額 (TDS) を売却対価から控除すべきではない、と主張しました。清算人の主張は、所得税の未納分は、破産倒産法 第 53 条に規定されているウォーターフォール方式に従って、税務当局が回収することになる、というものでした。NCLT はこの申請を却下し、清算人は NCLAT に上訴しました。

NCLAT は、1961 年所得税法 (IT 法) 第 194 条 IA によると、1% の TDS は、他の債権者に優先的に回収されるのに対し、破産倒産法 第 53 条では、ウォーターフォール方式を採用しており、優先順位は 5 番目となっている点について述べました。これは、所得税法 194 条 IA と破産倒産法 53 条の間に矛盾が生じていることを意味します。しかしながら、破産倒産法 第 238 条は、所得税法の矛盾した規定に優先的効力を付与するとしており、他の債権者に優先して TDS を控除し、税務当局が徴収することはできない、としました。NCLAT は NCLT の裁定を棄却すると共に、税務当局に対して、清算人への TDS の還付を指示しました。

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in